平成２８年（フ）第３８０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字長岡長谷部31－１介護老人保健施設けんちの苑みずほ、住民票上の住所埼玉県入間市豊岡４丁目４番３号グリーンコーポ１－202
債務者　甲斐　政夫
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１１号
東京都大田区西六郷２丁目26－５－201、住民票上の住所東京都大田区西六郷２丁目26－５
債務者　熊澤　知子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月14日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２５６号
東京都中野区沼袋２丁目30－８－303
債務者　石川　弘樹
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月14日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７２号
東京都小平市小川東町２丁目２番411号
債務者　佐藤　正雄
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月14日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５８６号
横浜市南区三春台15番地　第２石倉ハイツ
債務者　植村　謙吉
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８７号
横浜市南区三春台15番地　第２石倉ハイツ
債務者　植村ミントラングこと植村美希こと　トルオン　ティ　ミン　トラング
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９０号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　６棟103号
債務者　石田　　浩
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１７号
横浜市磯子区中原４丁目13番17号　シティハイム22　102号
債務者　水島　稔之
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８３１号
横浜市旭区白根１丁目２番W－110号
債務者　平田　知也
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５４号
神奈川県綾瀬市上土棚中３丁目12番45号
債務者　菅澤　里美
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７１号
神奈川県藤沢市藤沢971番地の１　リベール藤沢602
債務者　高橋　　優
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８０号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目18番36－103号
債務者　田中　享子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７６号
神奈川県大和市深見500番地８
債務者　小林　正明
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９２号
神奈川県綾瀬市深谷南１丁目17番69号
債務者　竹本今朝枝
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９９号
横浜市南区南吉田町４丁目37番地　山本ビル４Ｃ号
債務者　小林　真司
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部